

# 負けないで

## 委員会のウェブ開催

今回の新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令・東京都知事による自粛要請による弁護士会館の閉鎖によってこれまで何の支障もなく行われていた、会員が弁護士会館に集合して開催する委員会の開催が不可能となったという事実は、緊急事態宣言は解除されたとはいえ、まだまだ外出が自粛されていた6月8日開催の常議員会で、委員会のウェブ開催を認める制度改正を実現させました。これにより、今後想定される新型コロナウイルス感染拡大の第二波その他の災害が発生したとしても、委員会活動が停滞することが大幅に避けられるとともに、平時の委員会活動においても、インハウスの会員や子育て等で弁護士会館を訪れての委員会活動が難しい会員が委員会活動に参加しやすくなり、会務活動への参加のハードルを下げることもできました。このことは、本年度執行部の一つ目の大きな成果だと感じています。

## 法律相談担当弁護士の電話振り分け（コールセンター方式）

他方、法律相談関係では、面談での法律相談が事実上できなくなったことを受けて、当会職員がセンター等で相談希望者から電話での相談申し込みを受け、弁護士によるメールでの紹介審査を経て相談担当弁護士に繋ぎ、相談弁護士から相談希望者に返信して法律相談をする方法での電話相談を行い、緊急事態宣言下での非対面での法律相談を可能にしました。この方法は、緊急事態宣言後の法律相談の受任方法として機能するとともに、箱物としての法律相談センターが必ずしも必要でないということの実証実験とな

副会長 吉村 誠 (47期)

主な担当業務: 災害対策本部, 財務, 会館, 非弁, 非弁提携, 市民窓口, 紛議調停, 職務適正化会議, 司法修習, 公設事務所, 弁護士倫理



りました。更に、例えば、弁護士会から職員に携帯電話を貸与して受付番号にすれば、センター勤務の職員は在宅勤務が可能となり、職員のテレワークも進みます。実際に、池袋法律相談センターでは、職員が在宅にて電話相談の予約を実施しました。

## OA刷新

ところで、緊急事態宣言への各会の対応で、当会が出遅れた分野にテレワークの実施率がありました。現時点で、日弁連・二弁は相当程度職員のテレワークが進んでおり、今回の会館閉鎖時のテレワークが十分に機能しました。日弁連では、リモートデスクトップ接続の仕組みを取り入れており、二弁では、昨年、基幹システムをクラウド化したとのこと。

当会も日弁連や二弁と同様に、職員に一人一台ノートパソコンが貸与されておりますが、なかなかテレワークが進んでおらず、今回も余り進まなかったと思います。近い将来、OAの基幹システムを入れ替えて、OA関連の経費を大幅に削減させて会財政の健全化に資するとともに、職員のテレワークを進めて、今後の災害にも備えたいと思います。

## 負けないで

困難な時だからこそできることもあると思います。必要は発明の母といいますが、転んでもただでは起きないといいますが、窮鼠猫を咬むといいますが（微妙に違うかもしれませんが）。あと半年の任期、会員の皆様の声を聴きつつ、世界規模で想定外に降りかかった新型コロナウイルス感染拡大に伴う災害を役職員全員で乗り切り、さらに、一つでも二つでも懸案事項を解決したいと思います。